

令和5年3月20日

福津市議会

議長 高山 賢二 様

総務文教委員会

委員長 秦 浩

総務文教委員会審査報告書

令和5年第2回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条並びに第143条第1項の規定により次のとおり報告いたします。

記

1. 審査経過

付託年月日 令和5年 2月20日

審査年月日 令和5年 2月24日

2. 出席者

委員 秦委員長、豆田副委員長、中村恵輔委員、山本委員、佐伯委員、戸田委員

執行部 大庭総務部長、香田理事、赤間教育部長、花田総務課長、木原まちづくり推進室参事、谷口郷育推進課長、花田文書法制係長、笹田人事係長、安部行革推進係長、花田公民館係長、高山スポーツ文化振興係長

請願紹介議員 石田議員

◎議案第11号 福津市個人情報保護法施行条例の制定について

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) なぜ施行条例に目的の記述がないのか。

(答弁) 国の個人情報保護法で目的を定めていて、個人の権利利益を保護することを目的と第1条に規定されている。

(質疑) 従来の個人情報保護条例では、条例の運用状況について1年に1回市長が公表することとなっていたが、今回の条例案において規定していない理由を伺う。

(答弁) 運用状況の報告については、国の個人情報保護委員会の求めに応じて、市が報告するようになっている。

(2) 主な意見

(原案および修正案に反対) 市民の個人情報保護の仕組みの後退は明白であり、個人情報保護条例の歴史を見ても、自治体が先行して国が後追いである。自治体は地域の状況に応じた特徴を持っていたが、国の共通ルール化の中で本市が持っていたものを廃止し、施行条例に置き換えるということは、独立性、自治権に関わる問題である。また市民の個人情報に関わる大切な課題にも関わらず、審査や説明の手順が不十分である。修正案についても、根本的な情報保護の後退は解決できないため、原案および修正案に反対である。

(3) 審査結果

本委員会では、佐伯委員から提出された修正案を賛成多数で可決し、次いで、修正可決した部分を除く原案について採決した結果、全員賛成により可決すべきものと決定した。

◎議案第12号 福津市職員定数条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 職場環境の整備において、定数を適正化することで時間外勤務時間の削減をどれくらい見込んでいるのか。

(答弁) 時間外勤務時間については、職員の増加に伴い一定程度の削減は見込まれると考えている。

(質疑) 職場の短期間での人事異動は、人材育成に悪影響を及ぼすのではないか。

(答弁) 部長級と協議をしており、極端な人事異動等は基本的に想定していない。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第13号 福津市コミュニティセンター条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 減免が見直しになっているが、見直しの基準は。

(答弁) 市や教育委員会の名義後援を受けた団体について減免するという施設がある。この名義後援を減免の区分から外し、団体が減免に該当するかの判断に利用目的も勘案し、減免の可否を判断する。

(質疑) 使用料の算定根拠となる金額はどの時期のものか。

(答弁) 平成31年からの3か年の実績額の平均をもとに算定している。

(2) 主な意見

(反対) 受益者負担の考え方は導入すべきではないし、施設のコストや経費および補修費が適切に精査されているか非常に不安な部分があるため反対である。

(反対) 利用する人としいない人との負担の公平性とあるが、市民が納税をきちんとしていく中で、それぞれの公共施設の維持管理においても、等しく負担しているのが大前提である。使用料の改正は施設利用の抑制につながり、維持管理の計画の妥当性も含めもう少し検討する必要があると考えることから反対である。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により可決すべきものと決定した。

◎議案第14号 福津市郷づくり交流センター条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第15号 福津市武道館条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) この施設は社会教育団体が主な使用者になると考えられるが、料金の発生状況は。

(答弁) 減免の適用をされている団体がほとんどなので、利用料金については発生していない状況である。

(質疑) 福間武道館、津屋崎武道館の料金の違いは。

(答弁) 減価償却の部分で津屋崎武道館のほうが新しく、また面積の違い等で料金に差が出ている。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第16号 福津市体育施設条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、本委員会は議案第16号に対し、別紙のとおり付帯決議を付すことに決定した。

◎議案第17号 福津市勝浦浜海洋スポーツセンター条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第18号 福津市公民館条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 宮司公民館を廃止とあるが、隣に建つホールは耐震基準を満たした建物と聞いている。このホールまで廃止にするのか。

(答弁) ホールについては、新耐震基準で建設されているが、改修に約6000万円かかる見込みである。改修を行って維持していくのは、難しいと考えている。

(質疑) 宮司公民館廃止の件は、地元との協議や説明は行ったのか。

(答弁) 地元との協議は複数回行っている。

(質疑) ホールおよび舞台施設使用における利用区分を変更した理由は。

(答弁) 近隣自治体の状況や現状の利用状況を踏まえて変更した。

(2) 主な意見

(反対) 今回の料金設定については、大変疑問が残るため反対である。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成少数により否決すべきものと決定した。

◎議案第19号 福津市複合文化センター条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 主催者が入場料を徴収するときの使用料に対する加算率は、改正前と変わらないのか。

(答弁) 変更ない。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成少数により否決すべきものと決定した。

◎議案第20号 福津市立学校の施設の開放に関する条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(質疑) 学校の電気代は、学校が支払っているのか。

(答弁) 市が支出しているので、学校の負担はない。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎請願第1号 小中学校と公共施設の女子トイレに生理用品設置を求める請願書

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

(賛成) 世界各国を見ても、既に様々な取り組みが先行している。日本でも十分とは言えないにしても、生理の貧困に対応して、生理用品の提供などの相談活動に政府が閣議決定で46億円を計上した。各自治体でも、無料配布などの動きが広がっている。文部科学省は、必要とする児童・生徒が安心して入手できるよう、提供方法や配置場所等の工夫を検討していただきたいと各県に事務連絡を発出している。今回の請願の趣旨は事務連絡と同じ方向であるため賛成である。

(賛成) 児童・生徒それから女性が、心も体も健康で衛生的な生活を保障するため、この施設に設置してくださいというのは、今の状況の中で大切なことであり、子どもたちの健やかに育つ権利の保障にもつながると考えるため、賛成である。

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により採択すべきものと決定した。

(4) 関係機関への送付、処理の経過及び結果の報告

請求する。

(別紙)

議案第16号 福津市体育施設条例を改正することについてに対する付帯決議(案)

〔提案理由〕

福津市体育施設に係わる使用料・利用料の改定について、以下の付帯決議を求める。

当該施設の老朽化は著しく、安全対策について利用者から市へ再三要望がなされてきた。しかし、いまだ対策について明確な回答がなされていない。

以上の理由から、下記のとおり付帯決議を提出する。

記

1. 令和6年4月1日までに今後の施設整備計画を明確に示し、利用者、議会に説明すること